

許すな戦争する国づくり

憲法を無視する首相はいらない

日本国憲法

(前文)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。(中略)

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。(中略)

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

**「戦争はしません！
武器も軍隊も持ちません」**

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

**すべての基本的人権を保障します。
(今も世界最先端!)**

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

**この憲法に書いてあるだけでは絵に描いた餅。
毎日の生活の中で権利の実現に努力しなければならない。**

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

**幸せになる権利は誰にでもある。
国民の幸せのために政治をしなければならぬ。**

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

どんな差別もしてはいけない!

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(2項以下略)

自由にモノを考え、表現するのは民主主義のキホン!

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

男女平等な結婚・家庭生活を送れるように法律・制度を整えて

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。(2項略)

国が責任を持って、全ての国民の健康で文化的な生活を保障しなさい!

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

経済力によって受けられる教育が違ふのはダメ。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。(2項略)

みんな働く権利がある。最低限の労働条件は法律で決める。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。(3項略)

労働者は一人では弱いから労働組合を作って団体の力で使用者と話し合ひていいですよ。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

**これまでたくさん書いてきた基本的人権は
人類の多年にわたる努力の成果だから、大切にしておね。**

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

**憲法は国民から権力者への命令書。
首相は憲法を守る義務を果たし、憲法の実現に努力すべき!**

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



読んでなるほど
I LOVE 憲法

日本国憲法は第2次世界大戦の痛苦の反省に立ち、国会での議論を経て制定されました。政府の行為によって2度と戦争を起こさないことを誓い、主権在民、戦争放棄、基本的人権の尊重を高らかにうたっています。どの条文が好きですか?話し合ってみましょう。

かがやけ憲法 いま動くとき

2016年7月までに500万署名を

労働法制改悪反対、社会保障改悪反対闘争と結び「かがやけ憲法署名」を軸として、「戦争する国」ストップの世論を高めましょう。

- 「憲法学習」を職場、地域で開催
たたかひの重要性についての意思統一を。
- 毎月9日は、「かがやけ憲法署名」全国一斉行動日
全国すべての職場、地域で行動の具体化を。「憲法学習」がたたかひの力。
- 2014年 10月中旬から11月末に「かがやけ憲法キャラバン2014」
団体、自治体要請行動と地域宣伝を全国で。
- 2015年 7月の全労連評議員会までに300万人分の署名集約
組合員と家族の署名を完全集約。全労連未加盟の労働組合や団体訪問を通じて「戦争する国」づくり反対の一点共闘を広げ、署名への協力を要請。
- 2016年 7月の全労連第28回大会までに500万署名達成
「憲法共同センター」(戦争する国づくりストップ! 憲法を守り、いかす共同センター)での共同を強めて地域での訪問や街頭署名活動を大きく広げる。



集団的自衛権の閣議決定に抗議して数万人が夜遅くまで国会をとり囲んだ (2014年7月1日)

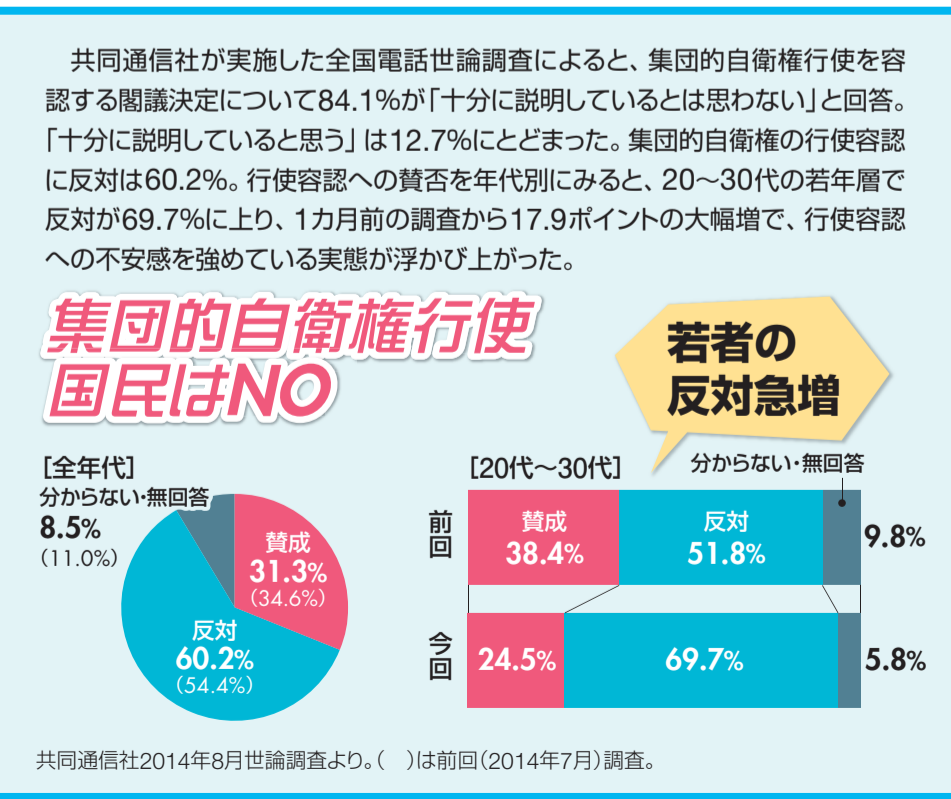
安倍政権は米国とともに戦争する国づくりに向け、集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行し、沖縄・辺野古の新基地建設、オスプレイの全国展開などをすすめています。暴走する安倍政権に対し、怒りの声と運動がかつてなく急速に広がり、内閣支持率も急落しています。民主主義を破壊し「戦争する国」へひた走る、安倍内閣の早期退陣を求める世論と運動をつくるのはいままです。

「戦争する国」へひた走る 安倍内閣
2013年の参議院選で安多数を確保した安倍政権は「集団的自衛権行使容認」の解釈改憲に大きく舵をきり、特定秘密保護法案廃案を求めるたたかひは、急速に全国に広がり、無数の集会・デモに若者や若い母親もつたない人たちが参加し、同時に「戦争する国」へ空気を進んで準備です。

海外での戦争に道ひらく 集団的自衛権
2014年通常国会で安倍首相は、集団的自衛権の行使容認について、憲法解釈の変更を閣議決定で行き、国会での審議を経る必要はないとの認識を示しました。

武力でなく対話で解決 9条で世界の先頭に
「軍事攻撃は許されない」と、紛争を武力で解決するのではなく対話による解決をめざす動きが世界中で強まっています。2014年7月にイスラエル軍がパレスチナ自治区ガザに対し本格的な攻撃を開始し、1カ月近くにわたる交戦状態が続いているイスラエル軍とハマス武装抵抗組織ハマス。民間人に大量の死傷がもたらされています。

大きな世論と運動で 安倍内閣の退陣を
今後、自衛隊法など10数本の関連法の改正が必要とされていますが、早期退陣に追い込むために学習を強め、たたかひを広げましょう。憲法共同センターの「かがやけ憲法」を軸として、全国一斉行動日や「かがやけ憲法キャラバン」など、各地で憲法学習や署名活動が行われています。



イスラエル・ハマス地上戦。イスラエル軍が完全撤収(2014年8月5日)(アフロ/ロイター)